

たわらマルシェ出店要項

【開催概要】

1. イベントの名称 「たわらマルシェ」

2. 事業目的

田原地域にある未利用地を活用したイベントを行うことで地域の活性をめざす。
またイベントを通して地域の魅力発信をする。

3. 開催日時 令和8年9月27日(日) 10:00～15:00
令和9年3月14日(日) 10:00～15:00
※その他、実行委員会が定める日程を追加する場合があります。

4. 会場 ドラッグアカカベ田原台店横広場(四條躰市田原台四丁目6番)
雨天の場合は、グリーンホール田原館内
※前日午前8時時点で当日の天候が雨予報の場合は、グリーンホール田原での開催とし、イベント実行委員会代表から各出店者へ連絡します。
※暴風警報・暴風雪警報発令など、施設休館時は中止

【出店者募集について】

5. 参加区分

■実行委員会役員

「たわらマルシェ実行委員会」の委員として参加いただく方
年複数回の実行委員会議への参加、出店者同士の調整、会計、レイアウト調整
やチラシ等の作成、広報等を分担して行っていただきます。

■一般出店者

イベント当日のみの参加(当日準備・片付けを含む)
イベントに関する決定事項や出店場所の配置は、実行委員会に一任となります。

■キッチンカー出店者

キッチンカーを使用して、出店される方。イベントに関する決定事項や出店場所
は実行委員会に一任となります。実行委員会に入ることも可能ですが、出店料
の参加区分はキッチンカーとなります。

■ミニブース出店者

これからイベント等での出店を考えている方。イベントに関する決定事項や出店
場所は実行委員会に一任となります。店舗への車横づけはできません。

6. 出店条件

(1) 出店者については①、②のどちらかに該当すること

① 出店者が四條畷市在住であること

② 四條畷市内に事務所又は店舗があること

※出店の際ご提出いただいた住所について確認させていただくことがあります。

(2) 事業目的を理解していること

(3) 食品を扱う出店者は、保健所による食品衛生法第52条に基づく食品の取り扱いが許可されている営業許可書が必要になります。また調理を含む出店で、営業許可書に露店営業の許可がない出店者の場合は、四條畷市管轄内の保健所で「行商」の登録をしてください。

(4) 出店に必要な備品(テント・机・椅子)、火気を使用する場合は消火器を用意すること

7. 出店区画・出店料

出店区画:1ブース 3.0m×3.0m以内 ミニブース 2.0m×2.0m以内

参加区分	
実行委員会役員	1,000円
一般出店者	2,000円
キッチンカー出店者	1台 4,000円
ミニブース出店者	1,000円

※出店料については申込確定後、実行委員会代表者から連絡があります。

申し込み確定後のキャンセルは、出店料を返金することはできません。

※出店料はイベント保険・チラシ作成等に使用予定です。

8. 出店申込について

申込期間:令和8年5月20日(水)から6月8日(月)まで

申込定員:各日程 実行委員会・一般出店者:12店舗

ミニブース:4店舗、キッチンカー:3店舗

※申込は、出店を確約するものではありませんので、ご了承ください。

応募多数の場合は、実行委員会で調整後、出店決定の通知を後日送します。

9. その他注意事項

- ・出店に必要な備品(椅子・机・テントなど)は各自ご準備ください。
- ・キッチンカー以外で調理等を行う場合(露店)、3方面を覆うテントをご使用ください。
- ・会場はきれいに使用し、ゴミは各自お持ち帰りください。
- ・酒類・生き物・医薬品・危険物・法律に反するもの、その他主催者が適当でないと判断したものは販売できません。
- ・販売品に関して、市では一切の責任は負いません。
- ・違法駐車など近隣住民・店舗への迷惑行為はおやめください。
- ・当日の搬出入時間は、出店者確定後に決定します。
- ・会場内への車の乗り入れは1台まで可能ですが、イベント開催時間中の車の出し入れは出来ません。ミニブース出店者の方は車の乗り入れはできません。
- ・搬入時のみアカカベ田原台店の駐車場の一時利用が可能です。会場内に横付けしない出店者の車両はグリーンホール田原屋外駐車場へ移動してください。
- ・暴風警報等の発令によりグリーンホール田原が臨時休館となった場合は、イベントは中止となります。
- ・出店者は、ペットの同伴はできません。

10. 出店者の制限

出店する法人または代表者もしくは個人が次に該当する場合は出店できません。

- (1) 制限能力者(成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者)
- (2) 申込業種について、申込日から過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条二～六までに規定する暴力団の構成員等に該当するものでないこと。また暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していないこと
- (5) 政治性、宗教性のある事業者
- (6) 公序良俗に反する者その他事業の円滑な運営に支障をきたすと認められるもの